

警戒船講習会の講習内容について

1 業務講習

業務講習は、警戒業務に専従する者（専従警戒要員）を対象としたもので、講習内容は次のとおりです。

- (1) 海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の解説
- (2) 警戒船の任務
警戒船の業務、基本的留意事項、警戒業務実施前の遵守事項及び警戒業務実施中における遵守事項
- (3) 警戒業務実施方法
一般的な工事作業等の警戒の要点、移動しながら行われる工事作業等の警戒の要点、警戒船の運航中止基準、異常気象・海象時の措置及び警戒船の交替等
- (4) 緊急時の措置
異常接近船舶等に対する措置及び事故発生時にとるべき措置
- (5) その他
船舶の運動性能、気象・海象の状況、船舶交通の状況及び漁業操業の実態等

2 管理講習

管理講習は、警戒業務管理者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者（警戒業務管理者等）を対象としたもので、講習内容は次のとおりです。

- (1) 海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の解説
- (2) 警戒業務管理者
警戒業務管理者の職務
- (3) 警戒業務の管理
警戒業務の管理体制、警戒業務の管理方法、警戒船の配備隻数の原則、警戒船の管理運用要領及び専従警戒要員並びに警戒船乗組員の教育・訓練
- (4) 緊急時の措置
事故発生時の措置及び警戒業務の調整
- (5) その他
船舶の運動性能、気象・海象の状況、船舶交通の状況及び漁業操業の実態等